

第七十二回国会 衆議院 沖縄及び北方問題に関する特別委員会議録 第八号

昭和四十九年三月十四日(木曜日)

午前十時二十四分開議

出席委員

委員長 小濱 新次君

理事 鯨岡 兵輔君

理事 床次 徳二君

理事 加藤 清政君

理事 田中 龍夫君

理事 上原 康助君

理事 瀬長亀次郎君

理事 小川新一郎君

出席國務大臣

國務大臣 小坂徳三郎君

官 官 官

官 官 官

官 官 官

官 官 官

官 官 官

官 官 官

官 官 官

官 官 官

官 官 官

官 官 官

官 官 官

官 官 官

官 官 官

官 官 官

官 官 官

官 官 官

官 官 官

官 官 官

官 官 官

官 官 官

委員の異動

三月十四日

辞任

瀬長亀次郎君

波部 一郎君

同日

辞任

中路 雅弘君

小川新一郎君

同日

辞任

中路 雅弘君

小川新一郎君

同日

辞任

中路 雅弘君

小川新一郎君

同日

辞任

中路 雅弘君

小川新一郎君

同日

辞任

中路 雅弘君

小川新一郎君

同日

辞任

中路 雅弘君

小川新一郎君

同日

辞任

中路 雅弘君

小川新一郎君

自治省税務局固 川俣 芳郎君

定資産税課長

特別委員会調査 綿貫 敏行君

室長

補欠選任

中路 雅弘君

小川新一郎君

同日

補欠選任

瀬長亀次郎君

波部 一郎君

同日

補欠選任

中路 雅弘君

小川新一郎君

同日

補欠選任

瀬長亀次郎君

波部 一郎君

同日

補欠選任

中路 雅弘君

小川新一郎君

同日

補欠選任

瀬長亀次郎君

波部 一郎君

同日

補欠選任

中路 雅弘君

小川新一郎君

同日

補欠選任

いと存じますが、御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○小濱委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決定いたしました。

この際、暫時休憩いたします。

午前十時二十五分休憩

午後六時九分開議

○小濱委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

○小濱委員長 休前に引き続き会議を開きます。

○小濱委員長 休前に引き続き会議を開きます。

○小濱委員長 休前に引き続き会議を開きます。

○小濱委員長 休前に引き続き会議を開きます。

○小濱委員長 休前に引き続き会議を開きます。

○小濱委員長 休前に引き続き会議を開きます。

○小濱委員長 休前に引き続き会議を開きます。

○小濱委員長 休前に引き続き会議を開きます。

○小濱委員長 休前に引き続き会議を開きます。

○小濱委員長 休前に引き続き会議を開きます。

○小濱委員長 休前に引き続き会議を開きます。

○小濱委員長 休前に引き続き会議を開きます。

○小濱委員長 休前に引き続き会議を開きます。

○小濱委員長 休前に引き続き会議を開きます。

○小濱委員長 休前に引き続き会議を開きます。

○小濱委員長 休前に引き続き会議を開きます。

○小濱委員長 休前に引き続き会議を開きます。

○小濱委員長 休前に引き続き会議を開きます。

○小濱委員長 休前に引き続き会議を開きます。

○小濱委員長 休前に引き続き会議を開きます。

○小濱委員長 休前に引き続き会議を開きます。

○小濱委員長 休前に引き続き会議を開きます。

○小濱委員長 休前に引き続き会議を開きます。

○小濱委員長 休前に引き続き会議を開きます。

○小濱委員長 休前に引き続き会議を開きます。

○小濱委員長 休前に引き続き会議を開きます。

とも起きていました。今度の大戦において文字どおり戦場になったわけですから、なおこのような事故が引き続いて起こることが十分予想されるわけですね。現地ではたまたま資料を見ましても、七二年の復帰後、五月からことしの一月まででも、発見をされまして処理された不発弾だけで四万四千個以上あります。五十万トン。また、戦後の統計を見ますと、年間平均五万発の不発弾が発見されていますけれども、この不発弾の処理の根本的な体制がいま必要ではないかと私は考えるわけですが、政府のほうで現在の不発弾の埋没の状況を概略でも調査をされているのか、資料があるのか、まずその点からお聞きしたいと思います。

○岡田政府委員 埋没不発弾の問題は、これから県のはうと緊密に連絡をとりまして、住民の方々から積極的に届け出をしてもらう。そのために総理府広報関係、それと開発庁と相談いたしまして、現地の琉球新報あるいは沖縄タイムス等の地元紙の協力を得まして、積極的に届け出をしていただかしまして、それを県なりあるいは総合事務局なり、あるいは警察なりに届け出をもらいまして、それを県のはうで把握していただいて対処していくというところで、現在県のはうと緊密に話し合っているところでございます。

○中路委員 私も現地で米軍関係あるいは防衛庁の関係者の皆さんにもお尋ねしましたし、開発庁でもお聞きしましたが、米軍、防衛庁関係とも、この不発弾の問題についてはほとんど十分な資料が現在ないというお話です。市長にお会いしましたら、いま那覇市の建設土木工事で五十万トンや七件の工事を中止しています。そのうち十カ所は、少なくとも調査をしてからでないと工事の再開が進められないという意見も市長が言っています。

○小濱委員長 これより会議を開きます。

○小濱委員長 これより会議を開きます。

○小濱委員長 これより会議を開きます。

○小濱委員長 これより会議を開きます。

○小濱委員長 これより会議を開きます。

○小濱委員長 これより会議を開きます。

○小濱委員長 これより会議を開きます。

○小濱委員長 これより会議を開きます。

○小濱委員長 これより会議を開きます。

○小濱委員長 これより会議を開きます。

○小濱委員長 これより会議を開きます。

○小濱委員長 これより会議を開きます。

○小濱委員長 これより会議を開きます。

○小濱委員長 これより会議を開きます。

○小濱委員長 これより会議を開きます。

○小濱委員長 これより会議を開きます。

○小濱委員長 これより会議を開きます。

○小濱委員長 これより会議を開きます。

○小濱委員長 これより会議を開きます。

○小濱委員長 これより会議を開きます。

○小濱委員長 これより会議を開きます。

○小濱委員長 これより会議を開きます。

○小濱委員長 これより会議を開きます。

○小濱委員長 これより会議を開きます。

○小濱委員長 これより会議を開きます。

○小濱委員長 これより会議を開きます。

○小濱委員長 これより会議を開きます。

○小濱委員長 これより会議を開きます。

○小濱委員長 これより会議を開きます。

○小濱委員長 これより会議を開きます。

した。民間工事も多数あるわけですから、全くいま資料もないわけですから、私は、これを契機に根本的に不発弾の処理の体制、情報を集める、調査をする、こういった点から始めなければいけないんじゃないか。小緑の爆発地点に行きまして被災者の人々とも懇談しましたら、たとえばあの地域は海軍の司令部のあった地域で、戦争中白いテープを張って、軍隊のほうでここに地雷が五百発埋めてあるからという、そういうことも話しておる。私は、こういう旧軍の関係者あるいは住民の人たちの協力も得て、いま徹底的に調べる必要があると思う。屋良県知事の話では、少なくともこの小緑の周辺、海軍司令部があった、まだ相当埋没されているだろう周辺、あるいは激戦地であった百里城一体、この地域はいま開発も進んでいるわけですから、徹底した調査が必要だという意見も述べておられるわけですが、私は最初、この不発弾——いままでは発見されたものをどう処理するかという程度の対策でありましたけれども、まず不発弾の調査を国が中心になって、県や市あるいは旧軍の関係者、住民、専門家の人たちの協力を得て、しっかりした調査の体制を至急つくって、まず科学的な組織的な調査をいまこの機会に徹底してやる必要があるんじゃないか。これを国の責任で、国の費用もつぎ込んでまずやらないと、いまの開発工事自身が市のほうも一部ストップせざるを得ないという状況にもあるわけですから、まず最初にこのような根本的な不発弾処理の体制を確立するということが緊急に急がれているわけですから、この点についてひとつ長官に……。

○小坂国務大臣 ただいまの沖縄の不発弾の調査でございますが、これをいままで本格的にやらなかったというところは非常に多かったと私は思うのです。もう爆発しちゃってからでありまして、なかなか言っても取り返しがつきませんけれども、しかし、この爆発をきっかけにいたしまして、沖縄に対するわれわれの姿勢というものをまたこれを機会に大きく直したい。それには、こう

した不幸な事件でございましたが、ちょうどこれをきっかけに、わがほうの出先と県と、あるいは市との十分な連絡もとれるようになりますし、また同時に、そうしたことで日本政府が沖縄開発庁を中心とした積極的に関与していくという体制ができれば、沖縄の方々に多少でも安心してもらえんというところが実現するんじゃないかと考えまして、この爆弾をさがしてみんなを安全にしていこうという運動は全県あげてひとつ御協力願いたい、同時にわれわれとしては、全力をあげて努力してみたいというふうに考えております。

○中路委員 現地で、私行きましたときも市で調べましたら、この事故が起きてから四日間だけで市のほうに三十四件の不発弾の届け出があるのです。その面では、国が中心になって県や市と協力していただくことも、いま十分な資料がないわけですから、住民の皆さんの協力が非常に大事じゃないかと思えます。ぜひともそういう点で抜本的な不発弾の調査の体制からまず確立していただきたいと思います。

次に、先ほど市のお話をしましたけれども、工事が市の場合にはすでに十件ぐらい事前の調査をしてからでないといふ話も聞かれました。いままで開発庁を中心にしてこの工事の安全のための事前の調査といふ話も、これはどういふ方法でどの程度やられていたのか、お尋ねしたいと思えます。

○小坂国務大臣 詳細につきましては、担当者からお答えいたしますが、私が就任以来聞きましたことは、港灣とかあるいはまた今度の公共事業の道路、そうしたものにについては従来からもそうであったようにございますが、特に地下に入った爆弾を重点的によくさがして危険のないようにというところで進めておるようでございます。おかげでまだ今日までございせんが、これは油断ができません。今度の小緑の爆発以来もう一回これを再検討しようじゃないかということで、さらに詳細

な調査を進めていくことをきめております。

それともう一つは、市あるいは町でやっておる事業でございまして、これがやはり十分な事前調査がなされないままに行なわれることもあるようにございまして、先ほどから御指摘の那覇におきましては、十幾つある工事のうち、ともかくいま一応ストップをかけて、そしてほんとうにだいたいぶかどうかをすぐ調べるといふことのほうが大事だということ、多少当市その他においては不便かもしれませんが、がまんを願ってひとつ調査をまず先にやるといふ方向をやっておるわけです。この面についてはいささかいままでは十分な配慮が欠けておったのではないかと、反省をいたしております。

○中路委員 いま部分的に調査をやられているというお話ですが、実際にどの会社に委託をして調査をやっておられるのですか、おわかりになりますか。

○逓美政府委員 現在日本でそういう関係の調査をする能力のある会社は、日本物理探鉱株式会社というのが一社だそうでございます。いまお話のございましたように、私どもの工事といしまして、空港であるとか港灣であるとか、それから道路関係、私どもの工事ではございせんけれども海洋博の会場関係、こういう事業につきましては、その会社に委託して磁気探査というものをやっている、特に重機などを使います場所につきましてやってまいったわけでございます。

○中路委員 この日本物理探鉱株式会社、私も少しこの会社の仕事についても調べて参りましたけれども、コザ市にある沖縄出張所を中心に、ここにある会社に委託をされているわけですが、ここで行っている、会社の事前調査といふ話ですが、磁気の探知ですね、これはどの程度の能力が御存じですか。

○逓美政府委員 大体五十キロ程度の爆弾が地下で一・五メートル、せいぜい二メートルぐらいの

深さまで探知し得る、こういうふうに聞いております。

○中路委員 私も現地で聞きまして、また開発庁にもお聞きしておいたのですが、大体この磁気探知器、物理探鉱がいま使っている磁気探知器で、大型爆弾でいいますと一メートルからいまいおっしゃったように二メートルぐらいだということです。探知できるのは、小型ですと五十センチぐらいというお話です、簡単に能力をいいますと、国道なんかの幅でですね、こういった点では一メートル、二メートルぐらいですから、ある程度わかると思うのですが、今度の事故もそうですが、いま沖縄でやられているのは下水道工事、排水工事ですね、米軍のほうは、道路をつくつてもほとんどそういう下水道の設備をやってません。したがって、現在の仕事は非常に多いわけですが、小緑で起きた事件というの、四メートル打ち込んで、それで鉄パイプが当たったわけですね。だから、いまやられているこういう下水道工事は、現在の日本物理探鉱がやっている磁気探知器では発見されない、一・二メートルの能力の限界のものを使っていたのでは、ということになるわけなんです、これは沖縄の皆さんの、事前に十分調査をして、安全を確認していくということに役立たないわけですから、この調査では下水道工事、排水工事は、これは今度の小緑の事件でもはつきりしているわけですから、その点でこの調査を事前に国の責任でやる場合もどういふ調査をやっていくのか。ほんとうに安全を保障するためには、日本物理探鉱のいま持っている磁気探知器だけにまかしておいていいのかどうかですね、こういうことも含めて、ほんとうに安全を守るために、事前の調査を、必要ならには徹底してやる、土質の調査もやるということになれば、もっと私は国の責任で、この調査方法についても、技術的な問題も含めて、根本的な検討が追加されなければ、事前調査をやったということにならないのではな

いかと思うのですが、この点について長官の御意見をひとつ伺いたいと思います。

○小坂国務大臣 一昨日でございますが、地元の総合事務局長が東京へ参りまして、そこで地元における対策についていろいろお話し合いをいたしました。もちろんこの裏づけといたしましては建設省あるいは防衛庁それぞれ密接に協力をしていただくわけでございますが、調査のまず最初のスタートといたしましては、先ほど私が反省として申し上げたとおり、まず爆弾についての情報の収集が絶対大事だ。そして、これは先ほどもお答え申し上げましたが、ひとつ新聞に連日広告を出して県民の皆さんに協力をしていただく、テレビ、ラジオでもそれを出していくことで、とにかく爆弾についての情報をいただく。それをすうと集めるながら、またいろいろと具体的にみる程度知っている聞き込みもありますから、そうしたものを全部合わせて、埋没していると思われる地図をつくるうじやないか、そして一番集中度の高いところは、危険であるからもう工事はやめてもらう。さらにそこは十分検査をするが、しかし安全を確認するまではその地域はひとつ工事はやめてもらうというので、非常に消極的な話でありますけれども、そのようなことで安全をまず守ろうという基本的な話し合いだけ進んでおります。なお発見された爆弾につきましては防衛庁が全力をあげてその危険性を取り除くというのに協力してもらうことは、防衛庁長官と話をいたして、すでに了解されております。

○中略委員 いまおっしゃったように、埋蔵不発弾ですね、まずこの根本的な調査をいまやらなきゃいけない。そしてそれを確認、調査をしなければいけないわけですね。そして工事については、調査をして安全の確認の上に立って工事をやる、こういうことを、少なくとも危険な箇所については義務づけなきゃいけない。それを国の責任で、費用もやはり国が相当持つというところでやらないといけないと思うのですが、これは開発庁へ行きまして、局長が上京していただくので次長とお会いして、

半ば懇談の形のと看の話をすけれども、たとえば調査をする費用、それを下水道工事の費用に上のせしてもというふうな話もちよと出たんですけれども、こういうことになれば、地方自治体の負担もかかるし、下水道工事についての住民の負担もかかる。こういう解決方法じゃなくて、この調査やあるいはこのいまの仕事をすね、この調査をして確認していく、これを費用の面でも国がやはり中心になっていく、責任を持っていくというところでやる必要があると思うのですが、もう一度この点確認をしたいのです。

○小坂国務大臣 爆弾をさがすということについてはもちろん国も力を出しますが、県の当局や自治体の方々も積極的に協力していただかなきゃならぬと私は思っております。それから、いずれにいたしましてこの爆弾の分布地図を早くつくらなきゃいけない。これがどれくらい地域にどれだけの量を情報をいただけるか、それをすうとまとめてみて、私はやはり、これをこそく調査費にするかあるいは別建ての調査費にしてあらためて沖繩県のためにそれを使わしてもらおうというふうにするか、やはりある程度の裏づけがございませんとできませんので、その点を調査が進むことを期待しておるわけでありませう。

○中略委員 いまの調査とともに、この調査、それからいろいろいまの費用ですね、含めて国のほうが全面的にやっぱ責任を持って、県や市がそれに協力をしていくという形で進めてほしいというのは、これは県知事、市長、関係者にも会いましたけれども、これはみんな強い要望でありますから、ぜひそういう方向でこの問題の解決に至急当たっていただきたいというのを重ねてお願いしておきます。

それから、これはすでに私どもの同僚の正森議員が皆さんに御質問をされている問題ですけれども、今度の小緑の爆発事故の犠牲者の補償の問題ですが、現地へ行きまして、九日の日に見舞い金ということで、死者に百万円、重傷者に二十万円持ってこられたということだけで、あとはまだ

何にも解決していません。土のかたまりで屋根が全部ぶち抜かれた八十近くぐらいたった被害者の世帯がおりますけれども、まだシートをかぶったまま、自動車も四十台、五十台ほどやられていたわけですね。こういう人身及び物件の損害についての補償については、まだ何も解決されていませんけれども、先日那覇の市議会の代表が十二日に上京してこられた際に、これは沖繩タイムズの十三日号の記事ですが、鎌田自治省事務次官が、今度の補償の問題について「国の責任であることがはっきりしているの、国家賠償法を適用すべきである。不発弾の今後の処理については地方自治体に政府が金を出してやらせることは自治体の実情からして困難であり、政府が直接やるべきであると語った」という新聞記事が出ていますけれども、当然損害補償については、先日正森議員も御質問の中で取り上げましたが、国家賠償法の適用の問題。これについては現地の県議会からの満場一致の決議の中でもそのことを強く要求しているわけですね。新聞の報道記事では、いまお話ししましたように、自治省の事務次官は爆発事故について、この国家賠償法を適用すべきだということを語ったということも出ています。私はこの点について、もう一度政府のほうのお考えをひとつお聞きしたいと思うのです。

○小坂国務大臣 今度の爆発は、爆発物そのものの帰属等がやはり十分検討されなくてはいけないわけですが、いまの自治省事務次官がそのような判断を下しているというところは、一つの見解だろうと思います。しかし、われわれといたしましては、この国家賠償法を適用するかどうかという点については、現在法務省といろいろと意見がありまして、法務省がこの問題に対してどのような見解を示すかということをお待ちしております。同時に、今日まで小緑のようなケースはなかったわけでありまして、あつてもまたたいへん違う意味での爆発事故であつたと思います。

なお、わがほうといたしましては、国家賠償法というふうなものを引き出して賠償に当たるか、あるいは先般のとおりあつた見舞い金でしばらくつないでいただいて、その間に対策を十分練つて、市民の損害を何とかなしていくか、その辺のところをいま検討している最中でございまして、今度のケースは全部正森議員もおっしゃいましたけれども、明確にそれを国家賠償法でやるんだというところで、ちよとまだいっておりません。実情はそんなところでございまして。

○中略委員 法務省の見解を聞いてというお話ですけれども、これは自治省でも、そういう御意見も新聞にも出てありますし、沖繩の現地の皆さん、それから、これは先日不発弾事故についての見解ということで沖繩弁護士会が見解を発表していますが、この中にも、今度の事件について、国家賠償法が当然適用されるという見解も表明しています。国家賠償法を当然適用すべきだと思ひます。

いづれにしても、国が何らかの立法措置も必要ですが、完全にこの問題については戦後処理の問題ですし、国が全責任を負わなければいけない問題だと私は思ひます。その立場でひとつこの解決に当たっていただきたいというふうに考えるわけですが、これももう一度、きょうは時間にも限られていますが、この問題自身についての議論はとめますけれども、ぜひその立場で至急にひとつ対策を立てていただく必要がある。雨季を控えてシートをかぶったままですから、仮設の家に避難している人もあるわけですね。仕事の補償やいろいろの要求も現地では出ています。おくらすことはできないのじやないかと私は思ひます。

それからもう一つ終わりにお聞きしたいのですが、私は現地に行つてみまして、この事故が起きてから県議会の代表、市議会の代表あるいは各関係者が各党綱羅して上京されて、政府に対するいろいろな要請にも来ておられます。事故が起きてから政府のほうから現地にどのような対策をしたか、どなたがつかれたか、いろいろお聞きしましたら、建設省関係と開発庁の方が、主として技術畑の方ですね、課長補佐クラスの人が三、四

名四、五日後に行かれたということだけなんです。爆発の現地の現場を技術的な観点で一応調査をするという範囲にしかとどめられていないわけですが、私はこの問題については、やはり政府のしかるべき責任者が現地に当然行って現地の調査もやり、被災者の協議会もできていますから、声も聞き、また県や市とも十分協議して、その意見も聞くという体制、対策がなければ、ほんとうにこの問題の解決に政府のほうで真剣に取り組んでいるとは当然現地では映らないわけですが、日にちはたっていますけれども、いまからでも、県知事か副知事が数日のうちに上京したいということも現地では言っておりましたが、やはり政府のしかるべき責任者がこの問題について現地に行つて十分関係者と協議をする。先ほどからお尋ねしている埋蔵不発弾の対策にしても、やはりそういう必要があるのではないかと私は考えるのですが、長官がこの点についてどういうお考えなのか。できれば長官自身が一度出かける必要があると思ひます。

○小坂国務大臣 お答え申し上げます。

実は、事故発生と同時に西銘政務次官に現地に行つてもらいました。そして非常になまなましい事態の中で県庁及び那覇市当局とも十分話をしていただいて、そうして報告に帰っていただいて、それと入れ違いに技術的な専門家を三人派遣いたしました。そしてさらにお見舞い金を総理名でもらったものですから、それを持って再び西銘政務次官に現地に飛んでもらって、それぞれの方にお手渡しをしたというふうにしておりまして、開発庁としては、最高トップが二回爆発事故以来伺っております。それから、もちろん総合事務局が現地にありますので、ここが非常に密接な関係を県及び市とっております。情報は逐一全部わがほうに入っております。

しただいておるようでございます。等々でございます。いまして、開発庁といたしましては、決して今度の爆発事故以後首脳部が動いてないというわけではございませんで、非常に密接に現地と連絡をしながら活動しておるつもりでございます。

○中略委員 短時日ですけれども、現地に行きまして、戦後三十年近くたつて、こういう戦後処理といいますが、爆発物の処理も全くついていない、それだけではなくて、現地では、どこに埋蔵されているかという調査もまだ十分やられていないし、資料もないというところですから、不幸な事件ですけれども、これからこれを契機にして、国が果たさなければならぬ仕事を出発地から根本的にやっつけていかなければならないということと私は痛感したわけですから、ひとつその点で地元の県や市とも十分協議をされて、小緑のこの事故が再び繰り返されるという心配がいまのままでは十分あるわけですから、こういう問題についての賠償の問題、あるいは不発弾についての組織的な、科学的な調査、こういった問題についてひとつ積極的な対策を進めていただきたいと思います。現地へ参りまして痛感したので、きょう、三十分だけ時間をいただいたので、終わりますけれども、強くそのことを要請しまして終わりたいと思ひます。

○小坂国務大臣 ただいまの御要請は、全く私も同じ気持ちでございます。沖縄の問題はこれからやはりこうした面を新しくやり直さなくちゃいけない、非常に痛切に感じております。また、今後いろいろな面で御指導いただきたいし、また、御協力を賜りたいと思ひます。

○中略委員 終わります。

○小渡委員 渡部一郎君。
○渡部(一)委員 私は、那覇市小緑における爆発事故に関して調査に行つてまいりましたので、その際、現地沖縄総合事務局及び沖縄県災害対策本部より提示された資料につき、委員会の皆さま方に配付をお願いいたしました。いま私はそれについては、総合資料であります。私のほうの調査につき、総務長官によく御理解を賜わりたい、こう思つておるわけでありませう。

調査につき、総務長官によく御理解を賜わりたい、こう思つておるわけでありませう。県知事の私に対する要請は三点に分かれておりまして、まず、県知事の要請から申し上げますが、戦後補償という観点でこの問題を扱つていた方がいい、したがって、被害者に対しては、国のはうでどういう形をとるにせよ、全面的にめんどうを見ていただきたいというのが第一点であります。

第二点は、地下の埋蔵物探知については組織的、科学的に、もう全面的にやっていた方がいい。特に海軍壕の周辺、首里城の周辺、あとは南部戦跡であります。こういうような、現在、激戦地として明らかに認められている地域については、国として、組織的に安全確保のための調査をやつていただけないかというのが第二点であります。

第三点といたしましては、爆弾の処理であります。爆弾のあと処理の処理及び処理技術に關しましてさまざまな問題点があるのであります。これに対する日本政府の、特に総理府関係の対策を求めているわけでありませう。私は、いま委員会の皆さんには見ていただきまして、ちよつとこちらを見ていただいてから質問を……

いま差し上げましたのは私の調査報告であります。今度は、私が調査した問題につき御報告させていただきます。先ほど申し上げました具知事の三点の御要求に対してどうお答えになるか、ひとつお答えを賜わりたいと存じます。

○小坂国務大臣 県知事からそのような要望を渡部委員のところでお願いしたことは、いづれにいたしましても、この問題をこのまま済ませるつもりはございませんので、非常にタイムリーに、いろいろな重要なサセクションをいただいたと考へます。ただ、いまここで、それは国の費用で全部持ちますというふうなこともちよつと言いかねる事情もございますので、御要求の内容につきましても、当方でもよく調べて、できるだけその方向で進めなければならぬまいというふうには思つております。

○渡部(一)委員 それじゃ私のやりましたこと、ちよつと調査の結果の幾つかの事項を申し上げたいと存じます。今回の事故は、小緑島田原地内雨水管敷設工事という名称で、工事は那覇市の土木部の直轄工事でありませう。つまり自治省あるいは沖縄県それ自体が責任を持たなければならぬ工事であつたということでありませう。

不発弾の処理の予算は、当委員会が審議されたとおり、きわめて不適切でございます。第一に、国の、総理府の不発弾処理に対する予算は六百七十七万円程度であります。これは伊保島の琉球鉄工用地の借用料、弾丸を積み重ねる地域の借用料でございます。二番目に、埋蔵不発弾の発見費といふものは措置されておらず、予算はついておりません。三番目に、埋蔵爆発物の発見を奨励する費用、報奨費ともいふべきものは措置されておらず。したがって、放置されているわけでございます。四番目に、埋蔵爆発物を見つけた場合に、これを掘り出す費用といふものは特別に措置されておらず。つまり掘り出す責任者がいないし、金を出す責任者がいないわけでありませう。爆発物の処理費、自衛隊関係がこれを処理しておりますが、この処理費は大量の処理件数に対しては少な過ぎ、実質的には無効であるというのが明らかにかがわれませう。

次に埋蔵爆発物の探知については、器材、機構、人員とも不十分であります。県警では今期県補正予算中に約五百万円の保安器材費を要求しておりますが、その中に探知器材はございませう。日本物理探査株式会社沖縄営業所の所有する陸上探知器は一台、海上探知器は二台であります。また、その性能も大型爆弾で地下一・五メートル程度、小型爆弾で三十センチないし五十センチ程度であります。したがって、探知器材の開発

ない点であります。これは現在情報収集が不備であるだけでなく、機構的にも不備であります。発見されたものの、届け出のあったものは、警察を窓口といたしまして消防防災課及び自衛隊爆発物処理班に連絡され、同班によって処理されておりますが、県警が掌握しておりますのは、三月十二日現在で五十一発、うち爆弾五、砲弾四十四、機雷一、その他一であります。ところが私が町の段階に行ってみましてびっくりしたのでありますが、ある町では約二百発に及ぶ爆弾の埋蔵物についての概略な情報を持っております。町から警察に届けるルートすらまだ不十分であるということを示しております。

次に三月十一日の夜、私は私のほうのある会合で四百人ばかりの人とお話をしたわけでありましたが、その席上、試みに不発弾情報というものについて知っている方について協力をお願いしましたところが、十四件、六百発の情報が集まりました、県警本部に提出して帰ってまいりました。総合事務局関係のお話では、二十六年から今日までの処理件数は百十三万九千発、そのうち手りゅう弾以上の大きいものは約二十四万発、合計して毎年一万三千発から二万発、大きいものは七、八千発から一万発というランクで見つかっております。したがって、この傾向というものはどれくらゐい続かわからないけれども、まだ相当あるというニュースでございました。したがって私は、この発見情報の収集に関しては、ひとつ御措置をいただきたい、こう思っておるわけであります。

次に被害者に対する見舞い金でありますが、先ほどからお話が出ておりますように、国家賠償法の適用というのが私も大事だと思いますが、とりあえずは災害救助法等の緊急適用、この緊急というところが大事なのであります、お願いしたいなと思っております。

民は概して不発弾に対する警戒心が薄いと思われる。それは、たび重なる爆撃等でやられたおかげでであり、また不発弾がころがっている中で暮らしている、なれてしまったという不幸な事情があるからである。これを御注意いただきたいと存じます。中には不発弾から鉄くずを回収しようとしたり、信管や弾薬を引き抜いて漁業に使おうとしたケースがあり、それにより死亡が二百八、重傷百七十というのが警察のほうから報告されております。これは注目すべき報告であると私は存じました。

もう一つ、地元で私が酷し合つてまいりましたときに、不発弾を見つけたらどうして警察に言わないのですかと伺いましたら、こういう返事でした。というのは、見つけて届け出るよりも金くずとして売却したほうがもうかる、だから見つけて届けたら損するんだ、したがって、いま届けなくても庭にころがっている不発弾は財産として保管するのが妥当であるという返事であります。これは、ではどうしたら不発弾をすぐ片づけられますか、少なくとも見つかっているのを片づけられるかと伺いましたら、ネズミやハブやイノシシ並み

その次に、自衛隊の關係であります。自衛隊の關係の方は来ておいでになりますか。——聞いて

処理に当たっているのは、沖縄第一混成団後方支隊の補給整備隊彈藥処理班で、竹森一尉以下九名であります。ところが、聞いて少しびっくりし、めにし、海中投棄をするというようにやっているのではありませんが、信管の取りはずし可能なものではないです。たとえば艦砲のようなものがそれでありまして、この艦砲彈であるとか、さびついてだめなものとか、そうしたものに關しては、また取りはずしたときに湯げが出ていて、破裂する寸前であるとか、こうしたものであるのだそうでありますが、爆破処理をしておりますが、米軍と地元との間で、五十ポンド以下にしてくれという要求がございまして、五十ポンドというのは炸藥量を含めて五十ポンドでありますから、かなり小型彈でしかできない。したがって二百五十キロから五十キロ弾のような大型のものについては処理方法がななく、實際困っておられるようであります。特に千二百キロ級の艦砲彈が未処理のまま現地に三発、

次に、米軍側としても、読谷基地の借用についてあまりいい顔をしておられないようです。ところが米軍に後に聞いてみましたところ、正式な、日本側の正規の意向があれば、これに対して考慮する余地はある、当基地を貸すか別基地を貸すかの別として、正規の要求を出してもらいたい。ところが、日本側の要求は、どこを借りたかどこを貸してくれとかいう要求が明確でないと述べております。したがって、米側に對して交渉する際、日本側の態度を明確にした上で、お取り計らいをいただきたいと思ひます。

その次に、自衛隊の持っている地雷探知器というのは、地下二十ないし三十センチ程度のもののでありまして、しかも手でやるものであります。したがって、二百キロ弾の場合に四、五メートル以下にもぐるのが普通だそうでありますから、見つからないのが普通だと述べております。したがって自衛隊としては、ここに「探知能力は少なない」と書いてありますが、実際的には不発弾処理班の人たちは、われわれに探知能力を求められたたらず無理です、われわれは探知することはできません。たとえ述べております。したがって、いま表層にある不発弾を処理する段階ではけっこうであります。が、その先はもう少し考える必要があるかと存じます。

もう一つは、自衛隊の不発弾処理班の危険物取り扱ひのための費用は過小に過ぎると存じます。それは危険手当が一時間に三十二円でありまして、これは実際、弾頭を扱っているときだけがこの金額で計算されるそうであり、また信管離脱や緊急処理の場合は一カ月千百円が出るというお話になつてゐるようでありますが、これはいまだに支給されてゐないようであります。したがって、危険

な仕事に従事する人に対しての人的なお取り扱いといふのが少ないのではなからうか、こういうことを感じて帰ってまいりました。

次に、埋蔵爆発物の探査を業としていた日本物理探査株式会社の探査能力について申し上げたいと存じます。

これは日本でたった一つ、こうしたものの探査を扱っているのだそうであり、同社は海上探査器二十五台、陸上探査器十五台を持っておりまして、沖縄に海上探査器二台、陸上探査器二台を持っており、この海上探査器二台のほうは、海洋博のアクアポリスの会場で使用されておりまして、そして陸上のほうは伊江島空港建設に使われておりますから、両者ともいまま事中であります。この会社の報告によりますと、那覇市を調査した際に、一平米当たり四十円でできましたということであり、私はこの会社の能力を信用して言うならば、こうした単価をかけることによってある程度安全にできるのではないかと思います。この会社の探査能力は、深度にいたしまして、五十キロで地表より一・五メートル、半径一・五メートル程度であります。ボーリングとかパイルの打ち込みのような深いものをやる場合に、大阪で探査をやった例があるんだそうであり、その場合、七メートル探査をやったんだそうですが、この際、この陸上探査器一台で二カ所ができたそうであり、パイロその他の場合にも、必ずしも危険な手探り状態である必要はないのであって、この社に頼むならばある程度できるのではないかと、こう思うわけであり、したがって、費用さえかければ、那覇本島の激戦区であった中南部主要地帯に關してはある程度の安全化というものも可能ではないか、こういうふうな感じはあります。

以上、私の概略の調査であります、そうした調査報告を持って帰りました。きょうは私が議論する時間はそんなに与えられておりませんが、私の報告について申し上げるにとどめますが、これについて沖縄開発庁あるいは総理府あるいは自

衛隊あるいは警察庁等におかれましては、適切な処理をおとりくださいますようお願いしたい、こう存じます。

○小坂国務大臣 最初に、渡部委員が非常に御苦勞いただきました、足でこのように具体的な、しかもすぐ役に立ついろいろなプログラムを指示いただきましたことを厚くお礼申し上げます。

われわれもこうしたことをぜひ進めたいと思っているところがございます、非常に具体的な御指摘でありまして、さつそくこれは開発庁におきまして具体的に検討し、それぞれの担当の者と実効のあるような形で進めてまいりたいと考えています。また、特にこの米軍側に説谷の基地の賃借は、正式な要求をまだ日本側でしてない、ということ、実は、私、寡聞にして知らなかった、で、こうしたことも御注意いただいていたい、へんありがたいし、また危険物の調査についてもある程度の費用をかけるならば不可能なことではない、また、実はこの県民に対するPRをするときに、やはり少し報奨金を出そうかと私が言いました、いや、これは県民自身の命の問題だから、まず最初はひとつ、そういうお金でなしに御自分で参加していただくということがいいんじゃないかというふうなことで、ともかく報奨金なしの広告を出させていただくことにしておりますが、こうしたこともたいへん血の通ったサセションだと考えております。

いづれにいたしましてもたいへん具体的でございます、また三番目に御指摘の予算等に不適切であったという御指摘は、現状から見ればまことにそのとおりでございます、先ほどもお答え申し上げたように、この不発弾処理という問題が沖縄のこれからの新しいわれわれの政策にならなければいけない、こうしたことを基盤にして健康な沖縄を取り戻さなければならぬというふうに考えておるわけでございます。どうもありがとうございます。

○小渡委員 小川新一郎君。

○小川(新)委員 私は渡部さんのあとで差しかえ

でやらしていただきますが、時間がたいへんおそいので、簡単に要略だけに質問をしぼってまいります。

まず大臣、これは基本的な問題なので聞きたいのですが、三千七百ともいわれ三千八百ともいわれる地方公共団体、地方自治体がございますが、この地方公共団体の昭和四十九年度一般財政支出の地方財政計画というものが出てくることは御存じだと思いますが、この地方財政計画の対前年度の予算の歳入の伸び率が、大体二・二％から三・三％例年なら伸びていくわけでございます。これは高度経済成長政策のものでいろいろといふ批判されております公害問題や物価問題、こういう問題で、総需要抑制ということを政府が打ち出されまして、景気をこれ以上刺激しない、抑制型に入るんだ、そうして公共事業を抑えて極力物価の安定をはかる、こういう政府の基本的一貫した問題に地方公共団体も協力せざるを得ないということになります、政府が今年度の一般会計予算の伸びを一九・八％で押さえている。地財計画ではこれを一九・四％に押さえているわけですが、地方財政計画というものはあくまでも地方公共団体、自治体の財政方針にならなければなりません。ところが沖縄はこの標準にまで達していないわけですが、一八％台だと思っております、この点、私もよく数字を把握しておりますが、九・四％の地方財政計画の一般会計予算の対前年度平均伸び率よりも下回っている。これをさらに上回るといふことになりまして、基礎体力のない、四十七年にわが国に返ってまいりました沖縄の地方公共団体としての力は他の四十六都道府県から見たらずっと劣っている。それを一挙に自主財源の強化というのを打ち出しますと、これは大きな問題になってまいります、さりとて、このような基準にまで達しない財政の中ですべての問題が既存の都道府県と同格に見られるということはいない、へんなことでございます。まずこの点について大臣はどのようにお考えになっておりますか、財政の立場からこれをお答えいただきたい。

でございますが、こまかいことはけっこうでございます。

○小坂国務大臣 沖縄の現状についてたいへん深い御認識をいただいて、また沖縄の今後の振興開発についてのわれわれの姿勢に不足な面を御指摘いただきました感謝申し上げます。

ただ今年度の予算の編成に際しましては、御承知のように総需要抑制という強い線が出されておりました、その限りにおきまして一応われわれとしましては、沖縄の公共事業については本土よりも有利な補助金政策と申しますが、そうしたことを心がけてまいったものでございますけれども、一、二やはり御指摘のように本土並みになってしまった面もあるように考えております。

○小川(新)委員 本法案の流域下水道問題につきましては、これはもう御存じのとおり、補助率が既存の都道府県においては流域下水道についても二分の一でございます。沖縄は三分の二となつていたものを、本土も沖縄も管渠の補助率を一挙に三分の二、要するに、既存の都道府県の補助対象率を引き上げたわけですが、道路においては目的財源が低いために、都市計画道路等については沖縄のほうが有利であるということも聞いております。私はあえて内地のことばは使いたしません、沖縄が私たちの一番新しいきょうだいとして誕生したわけでございますが、これが三分の二である。まあ、これを引き上げたことはけっこうでございます、特例措置によつても三分の二であった。これをさらに、沖縄の特殊事情を勘案して四分の三というふうなわけにいかないのだから、道路並みにある一定の特典というものを与えられないのだから、ただいま申し上げましたように、地方財政計画については対前年度の一般会計予算の伸び率を一九・四％以下、少なくとも一八％台で精一ぱい。これも平均でございますから、市町村においてはもっと低いところがございます、これは議論をするところはございますが、ここではその議論をするところではございませんからいた

○岡田政府委員
お答之申し上げます。

いま一点、沖繩につきましては、公

第二頁等入号
中羅及び七ノ間直二ノ間十ノ寺

○小川(新)委員 本土のほうの既存の都道府県と

そこでさらに、これは昭和四十九年度分の補助

いますが、本土の最低の県と比較してどうなの

処理施設四分の三を適用すべきであると思います。

まず最初の問題は、沖縄県下の下水道の整備状況、

普及率を申し述べますと、それよりも若干低い程

委員會會議錄第八号 昭和四十七年三月十四日

それからその次の問題でございますが、四十八

○小川(新)委員 四十七年度を当初とした三カ年

○久保説明員 沖繩の下水道のみならず、下水道

の、(所)委員 大石、中堅三カ年の下、大直計画

ないようなところで、はたしてこの六十六億の下

はたして三カ年でできるのかどうかということさ

出してくれますか。しかし起債のワクをふやした

は自治省、大蔵省とも相談しなければならぬと思

ならば、昨年度と申しますが、四十八年度におけ

か、いずれかのことをして対応しなければ計画が

○小川(新)委員 十分内部との詰めでございます

1

とこの対策は何か、ひとつ具体的な点でお尋ねしたい。

○岡田政府委員 基本的には大臣のいま御答弁になったとおりでございますけれども、多少事務的なことを御参考申し上げておきたいと思ひます。

自治省からも来ておられますが、起債の充当率につきましては、従来公共下水道については三分の二であるというものを四分の三に、それから流域下水道につきましては六割であったものを四分の三にというふうなことで高率化とともに、その裏負担につきましても起債の充当率が上がりまして、そういう面の効果が大きい。それからなお公共負担率の引き上げによりまして、ほぼ従来の沖繩県負担分の三分の一程度軽減されてきておるということでございます。

それからさらに御指摘のように交付税でございますと、それから他の一般財源措置等もございまして、また一般的に公共負担からまいりますと、ほぼ一割程度の負担に沖繩県の場合になっておると私ども記憶いたしております。一方、一般の府県のほうは五割程度になっておりますので、ずっと地方負担はそもそもの低い。さらに今回のように流域下水道の負担率が上がり、起債の充当率が高まっておりますと、こなしにいくというふうな考えております。しかし基本的にはいま大臣が言われましたように、さらに軽減について努力をいたしてまいりたいということでございます。

○小川(新)委員 私は一つ名護市の例を取り上げますと、下水道総事業費が十六億、国の負担割合四分の三で十二億、市の負担割合四億、市の財政規模が二十九億、地方負担分について、政府はこの問題についてどう考えるかということでございますけれども、この名護市の負担四億のうち四分の三、三億が起債です。四分の一は特別交付金です。めんどろを見ているといっている。そういたしますと、二十九億の一般会計予算に占める四億、そのうちの三億が起債だ。これでは名護市の場合でも公共下水道の負担というものは著しく財

政圧迫をしているように見えるのでございまして、大臣、こういう一つの具体的なことを議論されまして、何か私たちが納得してしまふのすが、一つ一つの、たとえば海洋博の問題一つ取り上げても、それに伴うところの関連公共事業の一環としての下水道を見たときにおいても、名護市の場合ではこういう財政圧迫をしている。これは当然大蔵大臣や自治大臣、または閣僚会議において三億の起債のワケについては認めてもらうことはあるがたいのですが、その返還についての問題、対策等をいまから当然手を打っていただかないと、当該公共団体では非常に不安感におちいれるのではないかと、硬直した財政になるのじゃないかと思ひますので、これはぜひとも長官の御答弁を聞きたいのですが、専門的でございますでしょうか。

○小坂国務大臣 たいへん専門的な御質問でございます。この三億円の起債ワケのあと処理の問題につきましては、なお名護市の場合、部内でもまだ話を聞いたこともございせんので、よく部内でまず詰めて、それからどうするかというところを検討させていただきますと思ひます。

○小川(新)委員 大臣は経済に非常に明るい分野で御出発をなされておりますし、私ども日ごろ大臣の経営学、経済学、また財界の指導者としての力量を高く買っております。これを置きかえて地方公共団体一つの会社にとえるならば、市長は社長であり、その市を運営していく立場というものは民間企業とはまた違った立場において苦慮なされております。どうかひとつよろしく御配慮をいただきたいのでございまして。

次に、沖繩の市町村の歳出においての消費的経費、投資的経費、その他の構成割合はどのようになっておりますか。これは自治省にお尋ねします。

○森岡政府委員 沖繩県の四十九年度の当初予算について申し上げます。

人件費が四二・三％、扶助費が五・一％、公債費が二・九％、この三つを議務的経費と申します。か、そういうふうに考えますと、大体これで五

割でございます。投資的経費が二九％、そのうち公共事業費が二六％、単独事業費が三％、その他の各級の経費が二〇・七％ということに相なっております。

○小川(新)委員 そういたしますと、私は四十八年度の決算で調べたのでございまして、私どもは消費的経費が五二・四％、投資的経費が三七・九％、その他が九・七％となっております。沖繩の消費的経費は五二・四％であり、既存の都道府県の中でも一番おくれであるといわれておる岩手県が五〇・七％、島根県の四五・三％、宮城県が五〇・二％よりも消費的経費、要するに消えていってしまうところの経費ですね、人件費とかそういったものは、一番沖繩が高いことになっております。財政硬直の原因になるこれらの問題についてはこれは大事な問題だと思ひます。これは私は四十八年度決算で調べたのでございまして、これに對する自治省の指導、硬直財政を硬直させないで、これから成長期にあるところの沖繩の問題を、これは一つ大きな問題だと思ひますのでお尋ねしておきたいと思ひますが、それが一点。

二点目は、自主財源をどれくらいに見ているでしょうか。自主財源の構成に對して、何％に見ているか。特に四十七年、四十八年、四十九年度の当初予算を組むにあたって、自主財源の伸び率というものを私は過大に見過ぎているんじゃないかと思う。自主財源を過大に見るということは、はっきり言えば法人住民税、法人税、また個人住民税、これらの県民税とか市民税とかこういった自主財源が伸びる率が大幅に見込まれる。これはあくまでも身になり、血になるところの自主財源でございまして、これを過大に見ることによって健全財政であり得るのかのような錯覚を起すことが沖繩の今後の財政に大きな影響を与えるのでございまして、特に法人税の伸び率は土地の高騰、要するに建設的予算ともいわれるところの投資的な土地のほうへの額が入っている。そういうものが県民税になってあらわれてくる。住民税の自主財源になってくる。これは非常に危険な

要素を含んだところの自主財源構成と思われるのでございまして、この点についての御見解はいかがでしょうか。

○森岡政府委員 まず最初の歳出における各経費別の構成比を見ますと、確かに御指摘のように沖繩県の場合いわゆる議務的経費というものの構成がかなり高いとございまして、一つには、復帰前からかなり多数の職員を擁してある。ほかの府県に比べてまして教員あるいは警察官あるいは事務職員、全般を通じてかなり人数の超過職員と申しますか、ございまして。しかしそれらの人々を一挙に本土並みの規模に持っていくということではなくて、なかなか困難なことではございまして、私もそういう観点から漸次その規模を適正化していくということ、その財源措置を地方交付税などでもめんどろを見ながら指導してまいっておりますのでございまして。でき得べくんば議務的経費に人件費につきましては、将来の財政構造の弾力性を確保するという観点から、できるだけ投資的経費のほうに回す財源が多額であることが望ましい、かように思ひ、指導を続けてまいりたいと思ひます。

それから自主財源の比率でございまして、四十七年度の決算で見ますと地方税が全体収入の八・一％、地方譲与税が一・三％、合わせて九・四％でございまして。ほかに地方交付税が約四五％ということになっております。確かに地方税なり地方譲与税の構成比がこれまで本土府県に比べてかなり低いという点が沖繩県の財政の非常に脆弱な、苦しい面であらうと思ひます。したがってまた地方交付税につきましては、その面を十分反映いたしますように、充実した措置を講じておるつもりでございます。

なお、地方税などの伸び率の問題でございまして、けれども、こまかい資料をいま手元を持っておりますので恐縮でございまして、四十九年度の地方税の見込みは前年度に對して一〇・一・六％増を見っております。これはかなりな増を見ておると思ひます。県の歳入見込みでございまして、

ちょっと私も、いまこれについての評価は差し控えておきたいと思っておりますけれども、ただいろいろの開発事業が進んでおりますので、いまお話しの中にもございましたように、各種の法人関係税の増収とかあるいは所得割りの増収とかこういうものがかなり見込み得る状態にあるのではないかと、かように考えます。

○小川(新)委員 私はいさ少しこの話をお聞きしたかったのでございますが、時間がありませんので先に移らしていただきますが、特段の御配慮をひとつお願いしたいと思います。

そこで、基地交付金及び基地調整金の四十八年度の総額は、沖縄県を含めて交付金の場合幾らであり、沖縄の場合幾らになっておりますでしょうか。四十九年度もわかったらお願いしたいと思います。これが一点でございます。

時間がありませんからと申し上げていきます。大臣、このところはちょっとお聞きいただきたいのでございますが、基地交付金というのは御存じのとおり固定資産税だけを対象に交付されております。米軍及び自衛隊がそこにないければ当然固定資産税が上がってくる分が米軍及び自衛隊がいるために上がってこない。これは安保条約やいろいろな条約に拘束されるのでございまして、この基地交付金の問題で私がいつも疑問に思うことは、安保条約に基づく地方税法の臨時特例法によって、米軍、軍属の住民税、自動車税等については非課税になっております。その他、米軍人、軍属はアメリカ本国に所得税を納めているかもしれないけれども、住民税、地方税は当然日本の政府に納めなければならぬ。そういうものについて特例措置によって見られているわけでございますけれども、特例措置を含め、またいま言った交付金、基地交付金等を含めても、当然ここにアメリカの軍隊がいなければ、日本人だけであれば、もっと財源が上がってくる。しかも行政サービスを米軍にしなければならぬ。このマイナス点を加えますと、私はこの基地交付金という問題の対象額及び対象範囲、そしてその算定基準を

引き上げなければならぬと思う。ことは確かに自治省で上げていただきたしましたが、対象範囲を広げますとこれは拡散してしまいます。

そこで私はまず二点目は外務省にお尋ねしたいのですけれども、日米安保条約の問題に対する各事務レベルの日米合同委員会等がございまして、基地交付金の問題についてどのようにこの問題を出していただけるかというのをきょうはここでお願いしたい。

昭和四十七年以降の沖縄問題を論ずる場合とそれ以前の問題とは当然違うのでございまして、この基地交付金なり調整金、または特例措置による問題等についてきょうは日米合同委員会の事務レベルにおいて議論をしていただきたい。何かのきっかけでこの基地交付金の対象範囲をますます拡大してもらいたいということが一つ、その次は対象範囲を広げてもらいたい、基準の単価、積算の単価の単位を少なくも固定資産税の、大蔵省路線でない、自治省路線でひとつやってみてほしい。これは非常に大きな問題でございまして、まず外務省に御決意を伺いたい。

○川俣説明員 基地交付金、調整交付金の四十八年度の総額、さらに沖縄県分についてお答え申し上げます。

四十八年度の基地交付金の総額は五十三億円でございまして、そのうち沖縄県分が二億円でございまして、調整交付金は総額二十億一千万円のうち沖縄県分が十四億一千万円でございまして、

基地交付金の配分につきましては、交付総額の十分の七・五に相当する額を所在市町村の対象資産の価額に案分いたします。残りの十分の二・五につきましては、対象資産の種類及び用途、所在市町村の財政状況等を勘案して配分をいたすこととしております。また調整交付金につきましては、総額の三分の二に相当いたします額を所在市町村の米軍資産の価額によって案分をいたします。残りの三分の一につきましては住民税、電気ガス税等市町村税の非課税措置等による財政上

の影響を考慮して配分をいたすということにしております。

四十九年度におきましてもただいま申し上げましたような現行の方法によって配分をいたしたい、かように考えております。

○角谷説明員 第二点につきましてお答え申し上げます。

沖縄につきましてももちろん基地が非常に多くございまして、そのためにいろいろ御迷惑が掛かっておられるというところはわれわれもよく承知いたしておりまして、したがって基地の整理統合を進めておるわけでございまして、他方、しかしながら沖縄に對してしましても、これはもちろん返還協定の二条を待たずともなく安保条約が適用になる次第でございまして、地位協定十三条に基づきまして課税の免税措置等が規定されておるわけでございまして、したがって、一般的に申し上げますれば、この十三条、それからそれに基づく地方税法の臨時特例というものが沖縄に本土と同様にかかるといえることと、もう一つ、もう一つ、この点につきましては日米の間で話をすると、いうわけにはこれはまいらぬと思うわけでございまして、ただ、個々のケースがこの十三条の規定に照らしてどういふような解釈なり、どういふような意味合いを持つかという点につきましては、これは日米で話し合うこともございまして、これも、これもどちらかと申しますれば、これはやはり一般的な点でございまして、沖縄を特別にというふうな形で協定の関係ではできておりませんから、そういう点はなかなか困難だと思っておりますけれども、しかし個々のケースにつきましては、これは日米で話し合うこともあり得る、こういうことでございまして。

○小川(新)委員 個々の場合のあり得るといふケースは沖縄の例にとつてはだめなんですか。

○角谷説明員 私が申し上げたかったのは、要するに個々の場合、もちろん沖縄でも本土でもそれはあり得ると思っておりますから、そういう意味において沖縄はだめということば申し上げておるわけでは

ございせんけれども、もし個々のケースが沖縄だけのケースであるということになりますれば、これは話の対象になると思っています。そういう意味で申し上げます。

○小川(新)委員 大臣、いま大事な発言が外務省から出ておりますが、沖縄の場合だけということになると対象になる、日米合同委員会事務レベルにおいてこのテーマが取り上げてもらえる。大臣のお力にかかってまいりましたが、どうですか。

○角谷説明員 ちょっと私の御説明が足りなかったかと思っておりますけれども、別に沖縄だけというところには私は特に協定上大きな意味を持たせておるわけではございませんで、協定はもろろん沖縄も、それからいわゆる本土もこれは一律に適用があるわけでございまして、そういう意味におきましては同じでございまして、ただ、何か特殊なケースが沖縄にございまして、それがこの協定に關係があるという意味におきまして、それは、沖縄だけに、あるという意味におきまして、それは、そういうケースも取り上げられ得るであらう、こういうことを申し上げましたので、基本的には、これはもろろん協定でございまして、本土も沖縄も区別なく一律に該当する、こういうことでございまして。

それから、日米で取り上げると申し上げましたけれども、これは初めに申し上げましたとおり、たとえば地位協定十三条の適用等は、これは日米間の問題でございまして、それに基づきます国内的な救済措置というふうなもの、これは国内的な方法でやるよりはかにございまして、それを日米で取り上げるといふわけにはまいらぬわけでございまして。

○小川(新)委員 まあ何だかごまかされちゃったみたいになつたですけれども、これは大事な問題ですから、私は事務レベルでこの問題だけでも提起してもらいたいんですよ。これは何も条約改正とかなんとかいう問題でなくて、対象の範囲をますます拡大する、そしていま言ったような特例措置も

いただいておりますけれども、基地交付金の問題については沖縄県が日本で一番基地が多いんですから、この問題について外務省が積極的姿勢を示してもいいんじゃないか、これは私は沖縄委員会におけるところの成果が出てきたと思えるのです。特に長官が一生懸命になってがんばっていらっしゃるんですから、外務省も側面からバックアップしてやっても悪くないんじゃないですか。

○角谷説明員 ただいま基地交付金のお話がございましたけれども、基地交付金そのものはやはり国内的な措置でございますから、これは日米で話し合うというわけにはまいらぬと思っております。ただ、たとえ多少問題になっておりますトラレーパスが協定との関係でどうなるかという協定の解釈の問題になりますれば、これは日米で当然話し合う、また現に話し合っております、そういうことでございまして。

○小川(新)委員 私はそういう問題から初めて、いま三沢で、米軍基地の中のトラレーハウス、これは固定資産税の対象になるという見解があるのです。それからまたもう一つは、立川市において問題になっております米軍人軍属のプライベートに使用しております自動車税、これを日本人並みにするという立川市の、条例改正にまで踏み切ろうとして、この間質問したら、自治省が介入して指導するという。こういう問題が沖縄にだって起きざるを得ない。そういう問題を、大臣、トラレーハウスに対しては当然固定資産税の対象になるにもかかわらず、米軍は日米安保条約の第何条だかちよと忘れましてけれども、地位協定のそれと抵触してできないというふうなところの見解になっておりますが、いま言った一連の地方自治体の財政問題から、戦後、それこそ小野田さんが帰ってきたような状態であって、当然戦後がまだ続いているという状態であって、はならないんじゃないか、こういった地方行政の立場から見ても、私は長官の決意が一段と強まって、外務省に對してもまた自治省に對しても、こういった米軍人及び安保条約下におけるところの地方財政を

圧迫している諸問題について、ひとつ新たな決意に立ったところの決断をいま迫られてきたやに私は思考いたしますが、御所見を承ります。

○小坂国務大臣 小川委員の先ほどの御指摘は、私はいまの沖縄にもう一度――先ほどはからずも問題になりました爆弾爆発の事件から、いままでもやってきたことをもう一回見直さなければいけないということと同じように、いま御指摘の諸問題はやはり一種の差別と申しますか、そうしたものを県民に与えておる問題に對して、われわれももっと努力しなければならぬということを深く感じさせられました。

この問題は、しかしいろいろとややこしい行政間の調整も必要でございしますので、もちろん問題は問題として非常にいい御指摘だと私は考えまして、私自身はこの問題を積極的に考えてまいりたいし、同時に、自治省あるいは外務省とも非公式でございまして公式でございまして、おりに触れてこの問題を少しずつ前に向けて進めていく。実は私も新聞で立川のケースを読みまして、ほほうやるもんだなと思ったわけでございまして、こうしたような問題が自然発生的に出てまいりますと非常に秩序がくずれる、むしろそうした問題が起る可能性があるならば、諸先生方の御理解と御協力の中で、秩序ある形でそうした問題の解決に進んでいくのが方途ではなからうかというふうな考えでおるわけでございまして。

○小川(新)委員 時間が参りましたからこれでやめさせていただきます。残念なんですけれども、まだありますが、私は何ぶんにも当該委員ではございませぬし、きょうは渡部委員の差しかえでやらしていただいておりますので、この辺で終わらせていただきます。

最後にどうしてもお願いと、一つだけお許しをいただきたことは、戦災によって原形破壊されて境界不明となった地域の地籍確定作業、これは一体どの程度進んでいるのかということですが、またこの調査の結果、境界不明土地はどれくらいあるかということの中から、米軍施設、区域内にある米軍施設の中で防衛施設庁はどのような地籍調査を行なっておるのか。過日も土地問題でいみじくも田中総理はこう言っております。土地問題を議論するにあたって土地の利用計画を立てる。当然です。土地利用計画を立てるにあたっては土地の実態調査が必要である。ところが日本内地においても土地の実態調査が、国有地がどれくらいあっても、公共用地がどれくらいあって先行取得用地がどれくらい大資本に買い占められたのか、また今後未利用地、また都市計画法上においての都市計画区域と調整区域、無指定区域、こういったさまざまな問題を含めて現在土地問題が議論されております。それが国土総合開発法の規制問題、土地の利用問題にいま発展している。そういうことを考えたときに、沖縄という特殊な、戦後がいまだ続いているように錯覚するようなこの県にあって、その土地の実態が明確化されていない。しかもこのことについては七十一国会において、山中総理府長官も宮澤経済企画庁長官もまた田中法務大臣も、この問題に對して集団和解方式等の問題についていろいろな問題があるから新たな立法を検討する答弁が行なわれております。また三月八日の予算第一分科会においても坪川開発庁長官が同様の答弁をしております。特別立法の一例としては国あるいは地方自治体の責任のもとに土地の公共用地先行取得に伴うところの、地主に負担をかけるない、現在の区画整理は二五％の減歩がございまして、こういった問題は全然逆な方式の立法措置というものを考えなければ、この土地の利用問題については解決できないやに思っていますので、この辺について御見解を承って私の質問を終わらしていただきますが、立法措置の件、ただいまお述べいただきました事例に基づいての御答弁をお願ひいたしますと思ひます。

○岡田政府委員 いわゆる地籍の不明確になつてゐる土地の問題でございまして、返還基地につきましては四十七年以降毎年予算定額補助で県のほうに流しまして調査をいたしております、四十七年度は一千万円、それから四十八年度は二千三百余万円、それから来年度は四千万円ということ。現段階といひますか、いままでにわかりましたことは四十七年度の調査の結果、返還基地の中であるいは地籍不明土地の約八割が基地内、当時基地の中にあったというふうなもの、二割程度が復帰の時点で返還されておつたというものでございまして、四十九年度の調査にあたりましては、復帰時点で返還されてゐるものにつきましては、開発庁が県のほうに助成いたしまして現在現況の把握にとめております。それからまたいろいろ航空写真とかその他がございまして、資料の補足にとめております。来年度でもって現況把握は終わりたいというところで努力をいたしております。その中から個々の地域につきましていろいろ事情がございまして、何と申しますか、米軍側にあつた間に地形の変化、地籍そのものがまた変わつてしまつておるといふこともございまして、そういう問題についてどうのようにとらえていいたらいひか、地域ごとのいろいろな事情といふものを踏まえながら、現地の何と申しますか、協議会と申しますか、和解と申しますか、そういうふうな体制を地域ごとにつくつてまいりたい。そして県の段階でそれらの意向をまとめまして、沖縄開発庁が窓口になりまして、関係の法務省とか経済企画庁とかあるいは防衛施設庁、特に基地内の関係は防衛施設庁にお願いしておりますので、そのほうと十分連絡をとりながら体系的に對処してまいりたい。具体的な地域ごとの解決の方策といふものは、下と申してはなんでありませうけれども、現地からのそれぞれの地域ごとの意向といふものも踏まえて解決してまいりたい。おっしゃいました特別立法云々の問題でございまして、この問題につきましては、何と申しますけれども、私有財産権の最もディカルな土地の問題でございまして、強制的に云々というふうな性質にはきわめてなじまない。またみんなが一致しないという、極端な場合、一人、二人の地主さんの問題が起きまして、やはりそれは非常

に問題があるということで、極力現地におけるところの和解ということを念頭に置きまして考えてまいりたい。いまのような問題につきましては、法務省でありますとか、経済企画庁でございますとか、そういう方面と十分連絡をとりまして、慎重に対処したいというふうに考えておるわけでございます。

○小川(新)委員　たいへん長い間ありがとうございました。私は本委員会に参りまして感じましたことは、非常に問題が複雑多岐にわたっておるし、地方財政の問題だけでもこれを徹底的に議論いたしますならば、国民健康保険の問題とか、租税特別措置の問題とか、地方交付税の問題とか、起債の問題についてまだまだ沖繩が本土の都道府県、市町村の歩んできた道をこれから新たに歩まねばならない。また公共事業、物価高の中でたいへんな問題をかかえておる。私は爆弾の問題等もいま聞いておりまして、沖繩がかかえているたいへんな問題の中で長官の御努力に対して敬意を表するとともに、一段と御決意を固められてこの問題に対処せられんことを希望いたしました質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○小湊委員長　次回は、公報をもってお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします。

午後七時四十九分散会

昭和四十九年四月二日印刷

昭和四十九年四月三日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

A